

【相続】

☆お役立ち情報☆ NO. 81 2019. 8

民法（相続法）改正のおもなポイント① 遺産分割

.....
2018 年 7 月 6 日に、民法および家事事件手続法の一部を改正する法律が成立し、2019 年以降に順次施行(法令が実行)されています。相続法の分野の改正について、3回に分けてお伝えします。遺言の見直しについては、NO.72 の「遺言の改正」をお読みください。

遺産分割に関する見直しが行われます 【2019/7/1～】

1. 婚姻期間 20 年以上の配偶者への居住用不動産の贈与等について

生活に役立つ物やお金を贈与されていた場合には、原則として特別受益となり、遺産の前渡しとみなされます。しかし改正後は、婚姻期間 20 年以上の配偶者に対して、居住用の土地や建物の生前贈与や遺贈があった場合については、原則として特別受益を受けたものとして取り扱わなくてよいことになりました。

たとえば、相続人が妻と子で、財産が自宅(評価額 3,000 万円)と預貯金 3,000 万円で、妻に自宅の 2,000 万円の持ち分を生前贈与していたケースで比べてみます。

改正前は生前贈与した 2,000 万円を特別受益として持ち戻し、妻が自宅をすべて取得して法定相続分どおりに分けるなら、預貯金は受け取れません。しかし改正後は、妻が生前贈与された分は特別受益にならないので、夫名義分の 1,000 万円部分だけが遺産分割の対象となり、妻は自宅 1,000 万円と預貯金 1,000 万円受け取れます。

改正前

相続財産

3,000 万円 + 3,000 万円 = 6,000 万円

(自宅) (預貯金)

法定相続分で分ける(1/2 ずつ)

妻 3000 万円(自宅 3,000 万円)

子 3000 万円(預金 3,000 万円)

改正後

相続財産

1,000 万円 + 3,000 万円 = 4,000 万円

(自宅) (預貯金)

法定相続分で分ける(1/2 ずつ)

妻 2,000 万円(自宅 1,000 万円 + 預金 1,000 万円)

子 2,000 万円(預金 2,000 万円)

最終的に、妻は生前贈与された分を含めて、自宅 3,000 万円と預貯金 1,000 万円を引き継ぐことができます。

2. 預貯金の仮払い制度

遺産分割前であっても、各相続人が単独で、預貯金のうち「法定相続分の 1/3」の金額(ひとつの金融機関につき、150 万円が上限)まで払い戻しできるようになりました。

また、仮払いの必要性があるときには、家庭裁判所の判断で預貯金の仮払いが認められるようになりました。

3. 相続開始後の共同相続人の財産処分

たとえば相続人が長男、長女、二男のきょうだい3人のケースで、長男が相続財産である預貯金を勝手に引き出してしまった場合、改正前は民事訴訟を起こしても、全額を取り戻すことは難しいのが実情でした。

改正後は、長女と二男の合意により、長男が引き出した預貯金額を相続財産に含めた遺産分割ができるようになりました。

改正の詳細については、下記の法務省のサイトをご参照ください。

参照: 法務省「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律について(相続法の改正)」

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00222.html